

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

### 公告

○特定計量器定期検査の実施(二件)……………  
……………(生活文化スポーツ局計量検定所検査課)……………

○開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩  
建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)……………

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………  
……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………

○東京都指定排水設備工事事業者の指定……………(下水道局)……………

### 告示

●東京都告示第八百五十七号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び  
第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年  
通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、  
特定計量器(皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとお  
り指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二  
項の規定により告示する。

令和五年七月二十八日

東京都計量検定所長 戸澤 互

一 検査地域 港区

二 検査対象

非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

令和五年八月二十九日から同年十月十三日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所

(一) 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所において、検査を実施する。  
(二) (一)のほか、東京都計量検定所(江東区新砂三丁目三番四十一号)において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期検査機関

一般社団法人東京都計量協会  
の名称

●東京都告示第八百五十八号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び  
第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年  
通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、  
特定計量器(皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとお  
り指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二  
項の規定により告示する。

令和五年七月二十八日

東京都計量検定所長 戸澤 互

一 検査地域 調布市

二 検査対象

非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもり

を含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

令和五年八月三十日から同年九月二十五日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所

(一) 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所において、検査を実施する。  
(二) (一)のほか、東京都計量検定所(江東区新砂三丁目三番四十一号)において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期検査機関

一般社団法人東京都計量協会  
の名称

### 公告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和五年七月二十八日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称  
住所及び氏名

羽村市羽加美三丁目千四百五  
十番五 立川市羽衣町二丁目四番九  
号

株式会社櫻乃ハウス

代表取締役 高木 明弘

小平市天神町四丁目百九十六  
小平市天神町四丁目十一番

番一、百九十七番一及び百九 三番一  
十八番三 小柳 進一

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年七月二十八日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するように提出してください。

令和五年七月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 ビバホーム足立神明店
- 二 店舗所在地 足立区神明二丁目六番二十三号
- 三 設置者名 SCリアルティプライベート投資法人
- 四 設置者住所 中央区京橋一丁目十七番十号
- 五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社ビバホームほか二名
- 六 変更後の小売業者の氏名又は名称 アークランズ株式会社ほか二名
- 七 変更日 令和四年九月一日

八 届出日 令和五年七月四日  
九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

十 縦覧期間

令和五年七月二十八日から同年十一月二十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

十一 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

東京都指定排水設備工事事業者の指定について

東京都下水道条例（昭和三十四年東京都条例第八十九号）第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程（平成十三年東京都下水道局管理規程第四号）第七条の規定により公告する。

令和五年七月二十八日

東京都下水道局長 佐々木 健

- 一 指定した事業者
- 指定番号 商号又は名称 代表者 事業所所在地
- 五八九九 株式会社 北英リビング 岩間 良和 文京区本郷三丁目十三番一號
- 五九〇〇 株式会社 M's 宮内理意子 葛飾区西亀有四丁目七番十三号
- 五九〇一 赤羽管工 業株式会社 齋藤 満 北区赤羽北二丁目五番十号

五九〇二 S Z ホー ム株式会社 柴谷 浩 江戸川区松江一丁目二十四番一號

二 指定年月日 令和五年六月二十八日

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號 郵便番号 163-8001 定価 一筒月 三〇円 六、六〇〇円

印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七號 電話 〇三(三八二)五二〇一(代) 郵便番号 113-0001

（郵送料を含む。）

